

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
医政発第0612004号 平成15年6月12日	医政発第0612004号 平成15年6月12日 <u>(一部改正 平成17年 2月 8日)</u> <u>平成17年10月21日</u> <u>平成18年 3月22日</u> <u>平成19年 3月30日</u> <u>平成20年 3月26日</u> <u>平成21年 5月11日</u> <u>平成22年 4月14日</u> <u>平成23年 3月24日</u> <u>平成24年 3月29日</u> <u>平成26年 3月31日</u>
<u>(第6 改正履歴～移動)</u>	
<u>(一部改正 平成27年 3月31日)</u>	
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
厚生労働省医政局長	厚生労働省医政局長
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
本文 (略)	本文 (略)
記	記
第1 臨床研修省令の趣旨 (略)	第1 臨床研修省令の趣旨 (略)

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

1～4 (略)

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

ア～シ (略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)若しくは(イ)の数値を超えないか、又は後述の22により都道府県が調整した募集定員であること。

(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値（後述の23により加算された募集定員に係る研修医の受入実績を除く。）。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。（(ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。）

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院の(ア)により算出された募集定員の合計（当該合計数値を「A'」とする。以下同じ。）が、(オ)に規定する当該都道府県の募集定員の基礎数（当該基礎数値を「B」とする。以下同じ。）を超える場合は、以下の計算式により算出した値（小数点以下の端数を生じた場合は四捨五入した値）とする。ただし、病院が希望する募集定員（当該希望数値を「C」とする。以下同じ。）が、それを下回る場合はCの値とする。

$A \times B / A'$ ただし、Cが当該値を下回る場合はC

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

(エ) (ウ)にいう「医師派遣等」とは、①～⑤のすべてを満たす場合とす

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

1～4 (略)

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

ア～シ (略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)若しくは(イ)の数値を超えないか、又は後述の22により都道府県が調整した募集定員であること。

(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値（後述の23により加算された募集定員に係る研修医の受入実績を除く。）。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。（(ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。）

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院の(ア)により算出された募集定員の合計（当該合計数値を「A'」とする。以下同じ。）が、(オ)に規定する当該都道府県の募集定員の基礎数（当該基礎数値を「B」とする。以下同じ。）を超える場合は、以下の計算式により算出した値（小数点以下の端数を生じた場合は四捨五入した値）とする。ただし、病院が希望する募集定員（当該希望数値を「C」とする。以下同じ。）が、それを下回る場合はCの値とする。

$A \times B / A'$ ただし、Cが当該値を下回る場合はC

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

(エ) (ウ)にいう「医師派遣等」とは、①～⑤のすべてを満たす場合とす

る。

- ① 以下のア) からウ) までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。

ア) 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

イ) 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

ウ) 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

- ② 対象となる医師は、医師免許取得後 7 年以上 15 年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。

- ③ 受入病院で勤務する期間が継続して 1 年以上 3 年以下であること。

- ④ 各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

- ⑤ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

(オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の基礎数」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F + G + H$$

D：次の D 1 と D 2 のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値

D 1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口

D 2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合

る。

- ① 以下のア) からウ) までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。

ア) 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

イ) 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

ウ) 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

- ② 対象となる医師は、医師免許取得後 7 年以上 15 年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。

- ③ 受入病院で勤務する期間が継続して 1 年以上 3 年以下であること。

- ④ 各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

- ⑤ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

(オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の基礎数」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F + G + H$$

D：次の D 1 と D 2 のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値

D 1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口

D 2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合

計

E : 100 平方 km 当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはDに0.1を乗じた数値

F : $D \times \text{離島人口} \times 6 / \text{当該都道府県の人口}$

G : 人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合が全国の平均値よりも多い都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

H : 人口10万人当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

(22 地域における研修医の募集定員の調整 ～移動)

(ハ) (オ)で用いる数値については以下のとおりとする。

①研修医の数については、研修医の募集を行う年度1学年分の研修医の数

②人口（高齢者（65歳以上）の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値

③大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値

④大学医学部の入学定員のうち、平成22年度より設定されている、大学医学部入学定員の増員に伴う特定の地域医療への従事を条件とする地域枠であって、他の都道府県の大学医学部で養成される数の取扱いについては、地域枠を有している都道府県において、上限を増やす必要性に応じ、当該大学の所在地である他の都道府県との間でその数を調整すること。

⑤都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧（総務省）における数値

⑥医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師調査による数値

計

E : 100 平方 km 当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはDに0.1を乗じた数値

F : $D \times \text{離島人口} \times 6 / \text{当該都道府県の人口}$

G : 人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合が全国の平均値よりも多い都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

H : 人口10万人当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

(カ) 全国の研修希望者の推計値に1.2を乗じた数値と(オ)により算出した数値の合計との差を都道府県ごとの研修医の直近の受入実績値の割合で按分した数値を「都道府県調整枠」とし、(オ)に都道府県調整枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とする。

(キ) (オ)で用いる数値については以下のとおりとする。

①研修医の数については、研修医の募集を行う年度1学年分の研修医の数

②人口（高齢者（65歳以上）の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値

③大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値

第3の3(3) 前述第2の5(1)ス(オ)に定めるD2について、平成22年度より設定されている、大学の医学を履修する課程の入学定員の増員に伴う特定の地域医療への従事を条件とする地域枠のうち、他の都道府県の大学で養成されることとなる地域枠の数の取扱いについては、改めて検討するものであること。

④都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧（総務省）における数値

⑤医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師調査による数値

⑦離島人口は、離島振興法（昭和 27 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値

(キ) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合にあつては、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を 2 人とする。

セ～ニ（略）

(2)～(4)（略）

6～21（略）

22 地域における研修医の募集定員の調整

地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して、以下の方法により必要な調整を行うことができること。

(1) 都道府県調整枠

全国の研修希望者の推計値に(3)アに定める募集定員倍率を乗じた数値に、(3)イに定める数値を加えた数値と、前述 5 (1) ス(オ)に定める各都道府県の基礎数を全て合計した数値との差を、都道府県ごとの研修医の直近の受入実績値の割合で按分した数値を「都道府県調整枠」とすること。

(2) 都道府県の募集定員の上限

当該都道府県の募集定員の基礎数に、都道府県調整枠を加えた数値を、「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。

(3) 募集定員倍率等

ア 「募集定員倍率」については、平成 28 年度研修の 1.18 から平成 32 年度研修の 1.1 まで徐々に減ずることを基本とするが、毎年、研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案したうえで決定するものであること。

⑧離島人口は、離島振興法（昭和 27 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値

(ク) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合にあつては、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を 2 人とする。

セ～ニ（略）

(2)～(4)（略）

6～21（略）

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

5 (1) ス(カ) 全国の研修希望者の推計値に 1.2 を乗じた数値と(オ)により算出した数値の合計との差を都道府県ごとの研修医の直近の受入実績値の割合で按分した数値を「都道府県調整枠」とし、

(オ)に都道府県調整枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とする。

第 3 の 3 (2) 前述第 2 の 5 (1) ス(カ)に定める、「1.2」の数値（全国の研修希望者の推計値に乘じる数値）については、徐々に「1.1」とすることを基本とするが、毎年、実際の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案したうえで決定するものであること。

なお、前述5(1)ス(オ)に定めるE、F、G及びHの合計（地理的条件等の加算）並びに都道府県調整枠については、募集定員倍率を徐々に1.1とするなかで、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。

イ 都道府県調整枠を算出するために(1)で加える数値は、研修医の募集を行う年度の前年度の研修における、各都道府県の募集定員の上限と当該都道府県内の全ての病院の募集定員との差を、全国で合計した数値とすること。

(4) 各都道府県による調整枠の配分

各都道府県は、前述5の(1)ス(ア)又は(イ)により算出された各病院の研修医の募集定員について管轄する地方厚生局から情報提供を受けたうえで、当該募集定員に加え、都道府県調整枠を各病院に配分することができること。

また、都道府県調整枠を配分しても、当該都道府県内の各病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限に達していない場合は、当該上限を超えない範囲内で、募集定員を各病院に配分することができること。

(5) 小児科・産科研修プログラム分の配分

各都道府県は、前述5の(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、当該研修プログラムの募集定員分として、都道府県調整枠から4を配分すること。

(6) 情報提供された各病院の募集定員の調整

各都道府県は、前述5の(1)ス(ア)又は(イ)により算出され、情報提供された各病院の研修医の募集定員について、その募集定員の合計を超えない範囲内で、必要な調整を行うことができること。

調整を行う場合には、募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

(7) 都道府県が基礎数の配分を希望する場合の取扱い

都道府県が希望する場合には、前述5の(1)ス(ア)又は(イ)により各病院の研修医の募集定員を算出する方法によらず、当該都道府県が、基礎数を各

なお、前述第2の5(1)ス(オ)に定めるE、F、G及びH並びに(カ)に定める都道府県調整枠については、徐々に「1.1」とする中で、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。

(追加)

22(2) 地域における研修医の募集定員の調整を円滑に行うことができるよう、都道府県は、前述5の(1)スにより算出された各病院の研修医の募集定員について、管轄する地方厚生局から情報提供を受けることができること。

23 研修医の募集定員に関する特例

前述5の(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、前述5の(1)スにより算出した募集定員に、当該研修プログラムの定員分として4人を加算すること。

22(1)ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が、前述5の(1)ス(カ)によって算出された都道府県の募集定員の上限の値を超えない範囲内の調整であること。

イ 募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

(追加)

病院に配分する方法を選択することができる。

この方法を選択する場合には、以下の点に留意すること。

ア 基礎数の配分を決めるに当たっては、後述の 24 に定める地域協議会等、臨床研修に関して関係者が協議する場において意見を聴くこと。

イ 基礎数の配分を決めるに当たっては、病院が行っている医師派遣等の実績を勘案し、地域医療が安定的に確保されるよう配慮すること。

ウ 次の手続きを行うこと。

(7) 都道府県は、管轄する地方厚生局に対し、研修医の募集を行う年度の別途定める期日までに当該方法を選択する旨を申請すること。

(4) 地方厚生局が、(7)の申請内容を確認すること。

(7) 都道府県は、各病院に対し、前述 5 の(1)ス(7)又は(4)により各病院の研修医の募集定員を算出する方法によらず、当該都道府県が募集定員を配分する旨を通知すること。

(8) 地方厚生局への報告

各都道府県は、前述(4)から(7)までの方法により募集定員の調整を行った場合は、管轄する地方厚生局が定める期日までに、その調整の結果を当該地方厚生局に提出すること。

(9) 都道府県が募集定員の調整を行わない場合、各病院の研修医の募集定員は前述 5 の(1)ス(7)又は(4)の数値を超えないものとする。

(22(5)小児科・産科研修プログラム分の配分へ移動)

23 都道府県が事務の経由を希望する場合の取扱い

都道府県が、地域における各病院の研修状況を把握し、都道府県調整枠を適切に配分できるようにするため、都道府県が希望する場合には、次の(1)に定める書類を都道府県経由で厚生労働大臣に提出する方法を選択することができる。

(3) 都道府県が研修医の募集定員の調整を行った場合は、管轄する地方厚生局から情報提供を受けて1か月以内に、その調整の結果を当該地方厚生局に提出すること。

(4) 都道府県が募集定員の調整を行わない場合、各病院の研修医の募集定員は前述 5 の(1)ス(7)又は(4)の数値を超えないものとする。

23 研修医の募集定員に関する特例

前述 5 の(1)ア(4)により研修プログラムを設けた場合は、前述 5 の(1)スにより算出した募集定員に、当該研修プログラムの定員分として4人を加算すること。

(追加)

(1) 都道府県を経由することができる事務手続の書類は以下のものに限られること。

ア 臨床研修病院の指定の申請

イ 臨床研修病院の変更の届出

ウ 研修プログラムの変更又は新設の届出

エ 臨床研修病院の年次報告

オ 臨床研修病院の指定の取消しの申請

(2) 都道府県が事務の経由を希望する場合には、次の手続を行うこと。

ア 都道府県は、毎年4月30日までに、管轄する地方厚生局に対し、都道府県を経由することとする事務手続の種類及び事務手続ごとの病院から都道府県への提出期限を申請すること。

イ 地方厚生局が、アの申請内容を確認すること。

ウ 都道府県は、各病院に対し、都道府県を経由することとする事務手続の種類及び事務手続ごとの都道府県への提出期限を通知すること。

エ 都道府県は、申請した各事務手続について、各病院から提出された書類に形式的な不備がないかを確認し、各事務手続について本通知に定める期限までに、当該書類を地方厚生局に提出すること。

24 臨床研修に関する地域協議会（略）

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、一定額を超える場合は、その額に応じ、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 施行期日等（略）

第3 当面の取扱い

1～2（略）

3 都道府県の募集定員の上限について

前述第2の22(2)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が研修

24 臨床研修に関する地域協議会（略）

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、平成27年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 施行期日等（略）

第3 当面の取扱い

1～2（略）

3 都道府県の募集定員の上限について

(1) 前述第2の5(1)ス(カ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の

医の募集を行う年度の前年度の当該都道府県内の研修医の受入実績よりも少ない場合には、前述第2の22(2)にかかわらず、当該受入実績に5を加えた数値を当該都道府県の募集定員の上限の値とし、そのうち5は医師不足地域の病院における募集定員の増員分に限定して配分する都道府県調整枠とすること。

この場合、この方法により算出した都道府県の募集定員の上限の値と、前述第2の22(2)に基づいて算出した値との差は、前述第2の22(3)イで定める数値から充てることとし、募集定員倍率は変えないこととする。

(第2の22(3)アへ移動)

(第2の5(1)ス(カ)④へ移動)

第4 留意事項 (略)

第5 検討規定

平成26年3月31日付けの本通知の改正後5年以内に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第6 改正履歴

1. 制定

平成15年 6月12日付け医政発第0612004号

値が研修医の募集を行う年度の前年度の当該都道府県内の研修医の受入実績よりも少ない場合には、前述第2の5(1)ス(カ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績の数値とすること。

ただし、この取扱いについては、平成27年3月31日までとすること。

(2) 前述第2の5(1)ス(カ)に定める、「1.2」の数値（全国の研修希望者の推計値に乘じる数値）については、徐々に「1.1」とすることを基本とするが、毎年の実際の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案したうえで決定するものであること。なお、前述第2の5(1)ス(オ)に定めるE、F、G及びH並びに(カ)に定める都道府県調整枠については、徐々に「1.1」とする中で、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。

(3) 前述第2の5(1)ス(オ)に定めるD2について、平成22年度より設定されている、大学の医学を履修する課程の入学定員の増員に伴う特定の地域医療への従事を条件とする地域枠のうち、他の都道府県の大学で養成されることとなる地域枠の数の取扱いについては、改めて検討するものであること。

第4 留意事項 (略)

第5 検討規定

本通知の改正後5年以内に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(追加)

2. 改正

平成17年 2月 8日

平成17年10月21日

平成18年 3月22日

平成19年 3月30日

平成20年 3月26日

平成21年 5月11日

平成22年 4月14日

平成23年 3月24日

平成24年 3月29日

平成26年 3月31日

平成27年 3月31日